

静岡県告示第19号

次のとおり解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和5年1月13日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
焼津市利右衛門字地藏森2727の167・2727の330（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - (3) 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
焼津市利右衛門字地藏森2727の167・2727の330（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、志太榛原農林事務所及び焼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）